

マネロン・金融犯罪対策への取組強化について

令和8年1月4日

東神楽農業協同組合

代表理事組合長 岸本 文孝

近年、特殊詐欺被害が新聞等でたびたび報道されるなど、不安に感じておられる組合員・利用者の方々も多いのではないかと感じています。

金融取引における環境は急激な進歩を遂げ、非対面取引やキャッシュレス取引が増加し利便性が向上した半面、フィッシング詐欺やロマンス詐欺など様々な金融犯罪が発生し、その手法や手口も巧妙かつ高度になってきています。

また国際的に金融機関が取り組んでいるマネー・ローンダリング（資金洗浄）およびテロ資金供与対策（以下「マネロン対策」）については、その重要性が益々高まっており、特殊詐欺被害の防止措置対策やマネロン・金融犯罪対策に取り組むことは、信用事業を営む当組合の責務でもあります。

これらの事を踏まえ、当組合では金融機関としての信頼性を確保するため、そしてお客様の大切な財産を金融犯罪からお守りするために、マネロン・金融犯罪対策の取組みを重要な経営課題と位置づけ、北海道信連をはじめ各関係機関と協力し対策を講じてまいりましたが、今般、マネロン・金融犯罪対策の一層の取組み強化に向け、金融部金融課・総務部に金融犯罪対策リーダーを設置致しました。

当組合では今後さらに、マネロン・金融犯罪対策リーダーを中心として組合全体としての取組みの定着化・高度化に向けて取り組むとともに、私を含め常勤役員が組合内においてマネロン・金融犯罪対策が徹底されるよう指揮・監督を行い、その時々的情勢に対応しながら、組合員・利用者の方に安心して当組合を利用いただける体制づくりを目指してまいります。

組合員・利用者の皆様には今後ともJAバンク/JA東神楽をご愛顧下さいますようお願い申し上げます。